



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

- (1) 公共的施設及び特定公共的施設の対象となる施設について所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- (2) 公共的施設及び特定公共的施設の整備基準について所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- (3) (2)に伴う様式の整備（様式第2号その3—様式第2号その5関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表河川の項公共的施設の欄中「その区域に」を削り、「河川区域を含む公園及び高水敷広場」を「河川区域内の施設（建築物に該当するものを除く。以下この表において同じ。）のうち、河川を利用するための施設」に改め、同項特定公共的施設の欄中「公共的施設の用途に供する部分のうち河川区域の面積が1,000平方メートル以上」を「全て」に改め、同表海岸の項公共的施設の欄中「堤防又は護岸で」を「施設のうち、」に改め、「（建築物に該当するものを除く。）を設置するもの」を削る。

別表第2の3の表から5の表までを次のように改める。

3 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、次に定める構造とすること。ただし、次に定める構造の出入口が1以上ある場合であって、地形の状況その他の特別な理由により次に定める構造の出入口の整備が困難であるときは、当該構造によらないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、120センチメートル以上とすること。 2 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 3 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 4 5の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 5 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）を併設すること。
2 園路(歩行の用に供するものに限る。以下同じ。)	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通路は、次に定める構造とすること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、か

- つ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
- イ ウの場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 階段（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）は、次に定める構造とすること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 3 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 4 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 5 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。
- 6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック

	<p>等を適切に組み合わせて床面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>7 3の項に定める構造の駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
3 駐車場	<p>1 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を分かりやすい方法により行うこと。</p>
4 案内板	<p>公園全体の概要を示す案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>2 当該案内板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>3 1の項に定める出入口の付近に設けること。</p>

4 河川

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>河川区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2 遊歩道	<p>河川区域内に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>6 水辺に接する部分には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場</p>

	合は、この限りでない。
3 階段	<p>河川区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 つまづきにくい構造とすること。</p>

5 海岸

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2 階段	<p>海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 つまづきにくい構造とすること。</p>

様式第2号その3から様式第2号その5までを次のように改める。

様式第2号その3 (第4条、第6条関係)

施設整備項目調査 (公園)

公園の名称		面積	m ²
公園の所在地			
公園の種類			

整備項目	整備基準		整備状況
出入口	1	幅120cm以上	cm
	2	車止めの相互間の間隔は、90cm以上	cm
	3	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面の確保	適・否
	4	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否
	5	やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適・否
園路	1 通路の構造	ア 幅180cm以上 (やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないもの、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上)	cm
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否
		ウ やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適・否
		エ 縦断勾配5パーセント以下 (地形の状況等により水平面の設置)	%
		オ 横断勾配1パーセント以下 (やむを得ない場合は、2パーセント以下)	%
		カ 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 階段の構造	ア 両側に手すりの設置	適・否
		イ 手すりの端部の付近に点字の貼付け	適・否
		ウ 回り段の禁止	適・否
		エ 踏面は、滑りにくい仕上げ	適・否
		オ つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否
		カ 両側に立ち上がり部の設置	適・否
	3	階段を設ける場合の傾斜路の併設	適・否
	4 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上 (階段又は段に併設する場合は、90cm以上)	cm
		イ 縦断勾配8パーセント以下	%
		ウ 横断勾配の禁止	適・否
		エ 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否
		オ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否
		カ 両側に手すりの設置	適・否
		キ 両側に立ち上がり部の設置	適・否
	5	排水溝に蓋を設けること。	適・否
6	転落のおそれのある場所への柵、点状ブロック等、線状ブロック等の敷設その他の転落を防止するための設備の設置	適・否	

	7 駐車場及び主要な公園施設への接続		適・否
駐車場	1 車椅子使用者用駐車施設の設置		台
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否
		イ 幅350cm以上	cm
		ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否
案内板	1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造		適・否
	2 表示された内容の容易な識別		適・否
	3 出入口の付近への設置		適・否

様式第2号その4 (第4条、第6条関係)

施設整備項目調査 (河川)

河 川 の 名 称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整 備 基 準	整備状況
傾斜路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下 (地形の状況等により必要に応じ水平面の設置)	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適・否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適・否
遊歩道	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 幅180cm以上	cm
	3 縦断勾配5パーセント以下 (地形の状況等により必要に応じ水平面の設置)	%
	4 横断勾配1パーセント以下 (やむを得ない場合は、2パーセント以下)	%
	5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適・否
	6 水辺に接する部分への立ち上がり部の設置	適・否
階段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまづきにくい構造	適・否

様式第2号その5 (第4条、第6条関係)

施設整備項目調書 (海岸)

海岸の名称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整備基準	整備状況
傾斜路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下 (地形の状況等により必要に応じ水平面の設置)	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適・否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適・否
階段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまづきにくい構造	適・否

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。